

美咲町立美咲中央小学校 いじめ問題対策基本方針

令和6年4月 策定

いじめに関する現状と課題

- ・いじめに関しては、教職員の情報共有、迅速な対応、児童への指導、保護者への協力依頼で早い段階で解決できている。
- ・児童の中には乱暴で人権意識の低い言動、言葉遣いも見られ、見過ごすといじめにつながる場合もあり、適切な対処のための教職員の情報共有、指導の徹底が必要である。
- ・児童の自己肯定感を高めるために、人の役に立っているという自己有用感をもたせる経験や体験をたくさん積ませることが必要である。
- ・児童には、いじめを意識しながら助長したり傍観することもまた、いじめになることを理解させることが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた組織的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事をはじめ関係の教職員も参画し、それぞれの立場から、いじめ問題の解決のための実効的で具体的な取組を行う。
 - ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・いじめの早期発見のためにアンケートを実施する。アンケート結果を有効に活用するため、児童や保護者との教育相談との連携が取りやすい時期に行うとともに、得られた情報は教職員間で共有をはかるとともに、必要に応じて迅速に対処する。
- <重点となる取組>
- ・いじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員の研修を充実させる。
 - ・人権週間等において、児童会や各学級の主体的取組を行い、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
 - ・SNSを含むネットの利用実態の把握と指導をする。
 - ・学校評価の評価項目にいじめ問題について位置づける。

保護者・地域との連携及び保護者の責務

- <連携の内容>・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。
- ・PTA研修会、学級懇談会や地区懇談会等を活用して、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、保護者の意識を高める。
 - ・学校便り等での情報発信や学校評価等での情報収集、また、教育相談の充実を図り、取組の改善にいかす。
 - ・学校運営協議会委員や町内会長、民生児童委員、学校支援ボランティア等の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供を依頼し、いじめの早期発見に努める。
- <保護者の責務>
- ・学校・地域と連携し児童の人間形成の基礎となる力を育む。
 - ・学校や教育委員会が講ずるいじめの未然防止、早期発見、解消等の対策に参加し、協力する。
 - ・児童のネットを含むスマホ等の利用を管理する。(トラブルから自身を守るためのルールづくり等)
 - ・児童の発達段階に応じた良好な親子の関係づくりに努める。

学 校

いじめ対策委員会

- <対策委員会の役割>
基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成。実行・検証の中心。相談窓口となり、いじめ事案が発生したときの対応の中心。
- <対策委員会の開催時期>
・年3回開催(学期に1回) 必要に応じて随時
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
・委員会開催後の職員会議、校内研修等での周知。必要に応じて文書での伝達。 ・いじめの記録の保管(5年間)
- <構成メンバー>
- ・校内
校長、教頭、生徒指導主事、当該担任、養護教諭
スクールソーシャルワーカー(佐竹智恵美先生)
スクールカウンセラー(佐藤裕子先生)
 - ・校外
医師、警察官経験者等

全 教 職 員

関係機関等との連携

- <連携機関名>
・岡山県教育委員会・美咲町教育委員会
- <連携の内容>
・ネットパトロールによる監視
・専門スタッフ等の派遣
- <学校側の窓口>
・教頭
- <連携機関名>
中央っ子育成会 生徒指導ネットワーク会議
- <連携の内容>
・非行防止教室の実施
・定期的な情報交換、連絡会議の開催
- <学校側の窓口>
・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

- ① いじめの防止
- 【教職員研修】
・教職員の危機意識や指導力の向上のために外部講師等も招聘し研修会を行う。
 - 【居場所づくり】
・日頃の授業や特別活動の中で、誰もが活躍できる機会、場を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学級・学校づくりを進める。
 - 【児童会活動】
・「いじめについて考える週間」等を活用して、児童自らが企画し、いじめ防止の意識を高める取組の支援を行う。
 - 【人権意識を高める取組】
・よりよい人間関係を築くために、言葉のもつ力の大きさに気づかせ、望ましい言葉づかいができる環境をつくる。
- ② 早期発見
- 【実態把握】
・児童の実態把握のためのアンケートを学期毎に実施する。
その後「おしゃべりタイム」の期間を設定し、児童の思いや話をしっかり聴く機会を設定し、いじめの早期発見に努める。
 - 【相談体制の充実】
・児童が相談できる「おしゃべりタイム」の充実や保護者対象の教育相談の機会や体制の充実を図る。
 - 【情報共有】
・児童についての気になる行動等について、職員会議、校内研修、終礼に児童の様子について話し合う時間を設定し、情報共有の体制をつくる。
- ③ いじめへの対処
- 【いじめの有無の確認】
・いじめを受けているとの訴えや通報があったり、その可能性が明らかになった時には、その日のうちにいじめの事実の確認を行う。
 - 【いじめへの組織的対応】
・いじめへの組織的な対応をするため、その日のうちにいじめ対策委員会を開催する。
 - 【いじめを受けた児童とその保護者への支援】
・いじめがあったことが確認された場合には、いじめを受けた児童を守ることを最優先にして、児童の支援を行う。
・また、保護者に対しても情報の提供・共有を行い、必要な支援を行う。
 - 【いじめた児童とその保護者への助言】
・いじめは絶対に許されない行為であり、必要関係機関と連携をとり、毅然とした対処を行う。
・相手の心身に及ぼす影響の大きさを理解させる。
・いじめた児童の環境や人間関係などの背景の把握に努め、健全な人間関係が築けるよう指導していく。
・再発防止や関係の改善等のため、保護者との連携、協力にも努める。